

大阪 R6 模試（中級） 2 回目解説

<憲法>

問1 人権の享有主体 正解(3)

(1)正しい。枝文のとおり。

(2)正しい。枝文のとおり。

(3)誤り。国際慣習法上、外国人の入国の許否は当該国家の自由裁量によるから、外国人には海外旅行及び再入国の自由は保障されない（最判平4・11・16 森川キャサリーン事件）。

(4)正しい。枝文のとおり。

(5)正しい。枝文のとおり。

問2 表現の自由 正解(3)

(1)正しい。枝文のとおり。

(2)正しい。枝文のとおり。

(3)誤り。判例は、報道機関の報道の自由は、憲法 21 条の保障の下にあるとしているが、報道のための取材の自由については、「憲法 21 条の精神に照らし、十分尊重に値いする」と判示するにとどまっており（最大決昭 44・11・26 博多駅事件）、直接憲法で保障されるとはしていない。

(4)正しい。枝文のとおり。

(5)正しい。枝文のとおり。

問3 奴隷的拘束及び苦役の禁止、法定手続の保障 正解(4)

(1)正しい。枝文のとおり。

(2)正しい。枝文のとおり。

(3)正しい。枝文のとおり。

(4)誤り。憲法 31 条は、法律の定める手続によらずに、生命若しくは自由を奪われ、又はその他の刑罰を科せられないとして法定手続の保障を定めているが、ここにいう「法律」とは、形式的意味の法律に限定されず、条例（憲法 94 条）のほか、最高裁判所規則（憲法 77 条）、政令（憲法 73 条 6 号）、議員規則（憲法 58 条 2 項）も含まれる。

(5)正しい。枝文のとおり。

問4 社会権 正解(4)

(1)正しい。枝文のとおり。

(2)正しい。枝文のとおり。

(3)正しい。枝文のとおり。

(4)誤り。勤労の権利の保障（憲法 27 条 1 項）は具体的請求権を認めるものではなく、国民は直接これに基づいて国に対し勤労の機会を求めることはできない。

(5)正しい。枝文のとおり。

問5 国会議員の地位 正解(1)

(1)誤り。「両議院の議員は、法律の定める場合を除いては、国会の会期中逮捕されず、会期前に逮捕された議員は、その議院の要求があれば、会期中これを釈放しなければならない。」（憲法 50 条）の規定における「会期中」とは、国会の開会中を意味し、国会の閉会中に委員会で継続審査が行われている場合は、不逮捕特権が認められない。しかし、参議院の緊急集会（憲法 54 条 2 項）中は、不逮捕特権が認められる（国会法 100 条 1 項、4 項）。

(2)正しい。枝文のとおり。

(3)正しい。枝文のとおり。

(4)正しい。枝文のとおり。

(5)正しい。枝文のとおり。

<行政法>

問1 公務員の権利義務 正解(3)

- (1)正しい。職員は、条例の定めるところにより、サービスの宣誓をしなければならないが、（地方公務員法 31 条）。これは職員の倫理的自覚を促すためのものであり、宣誓によってサービス上の特別の義務が生じるわけではない。職員のサービス上の義務は、公務員という特別の法律関係に入ることを受諾することによって発生する。
- (2)正しい。職員は、上司の職務上の命令に従わなければならない（地公法 32 条）。ここにいう「上司」とは、その職員との関係において、職務の遂行につき、指揮監督する権限を有する者をいう。任用上の地位が上位にある者でも、指揮監督の権限のない者は、本条の上司に当たらない。
- (3)誤り。警察職員及び消防職員が結成し、又は加入することを禁止されている団体は職員団体であって（地公法 52 条 5 項）、職員団体以外の団体を結成し、又は加入することは禁止されていない。
- (4)正しい。職員の属する地方公共団体の区域内においては、政治的目的を持って、投票勧誘運動や署名運動をすることは禁止されている。なお、職員の属する地方公共団体の区域外であれば、政治的目的を持った投票勧誘運動や署名運動などは禁止されていない。
- (5)正しい。職員は、任命権者の許可を受けなければ、報酬を得ていかなる事業又は事務にも従事することができない（地公法 38 条 1 項）。ここにいう「報酬」とは、労働の対価として支払われる一切のものを意味し、労働の対価ではない原稿料や講演の謝金は含まれない。

問2 警察許可 正解(2)

- (1)正しい。枝文のとおり。
- (2)誤り。探偵業については、許可制ではなく届出制が採用されており（探偵業の業務の適正化に関する法律 4 条 1 項）、警察機関は許可を行っていない。
- (3)正しい。枝文のとおり。
- (4)正しい。枝文のとおり。
- (5)正しい。枝文のとおり。

問3 行政救済法 正解(4)

- (1)正しい。枝文のとおり。
- (2)正しい。枝文のとおり。
- (3)正しい。枝文のとおり。
- (4)誤り。相手方の任意の協力を得て行う行政指導は、通常、処分性がないため、「処分その他公権力の行使に当たる行為」（行審法1条）に該当せず、不服申立ての対象とならない。
- (5)正しい。枝文のとおり。

問4 警察法 正解(5)

- (1)正しい。枝文のとおり。
- (2)正しい。枝文のとおり。
- (3)正しい。枝文のとおり。
- (4)正しい。枝文のとおり。
- (5)誤り。警察法65条にいう「現行犯人の逮捕に関して」とは、逮捕に関連して必要とされる職権の全てを含む趣旨であるから、逮捕の現場における搜索・差押え又は検証（刑事訴訟法220条1項2号）や、凶器の捜検（警察官職務執行法2条4項）等を行うことができる。そして、このような措置をとった後に、管轄の警察に事件を引き継ぐことになる。

問5 避難等の措置 正解(1)

- (1)誤り。危難に対処すべき職責のある警察官は、業務上特別の義務がある者であり、避難等の措置の対象に含まれない（刑法37条2項参照）。
- (2)正しい。枝文のとおり。
- (3)正しい。枝文のとおり。
- (4)正しい。枝文のとおり。
- (5)正しい。枝文のとおり。

<刑法>

問1 刑法の適用範囲 正解(2)

- (1)正しい。枝文のとおり。
- (2)誤り。教唆（刑法 61 条）・幫助（刑法 62 条）の犯罪地には、教唆・幫助行為が行われた場所のほかに、正犯の犯罪地も含む。したがって、教唆・幫助行為が国外で行われ、正犯が国内で犯罪を実行したときは、教唆・幫助犯も国内犯となる（幫助犯につき最決平6・12・9）。
- (3)正しい。枝文のとおり。
- (4)正しい。枝文のとおり。
- (5)正しい。枝文のとおり。

問2 不作為犯 正解(3)

- (1)正しい。枝文のとおり。
- (2)正しい。枝文のとおり。
- (3)誤り。不真正不作為犯の成立には、結果発生回避が可能であること（結果回避可能性）が必要であり、作為義務を尽くしたとしても結果回避が不可能な場合には、不真正不作為犯は成立しない。
- (4)正しい。枝文のとおり。
- (5)正しい。枝文のとおり。

問3 因果関係 正解(5)

- (1)正しい。枝文のとおり。
- (2)正しい。枝文のとおり。
- (3)正しい。枝文のとおり。
- (4)正しい。枝文のとおり。
- (5)誤り。行為と結果発生との間に、被害者の行為が介入した場合についても、判例は因果関係を認めている。例えば、被害者が暴行を避けようとして逃げ回っているうち、鉄棒につまずいて転倒し負傷した事案について、傷害罪が成立するとした（最判昭25・11・9）。

問4 違法性阻却事由 正解(4)

- (1)正しい。正当防衛（刑法36条1項）は、「急迫」の侵害に対する緊急の対抗手段であって、救済要請を受けたことを要件としたのでは、他人の法益を守る正当防衛が成立する余地はほとんどなくなってしまうから、要請の有無は問わない。また、正当防衛は自己の権利だけでなく、他人の権利の侵害に対しても認められる。
- (2)正しい。刑法37条1項本文は「自己又は他人の生命、身体、自由又は財産に対する現在の危難を避けるため」と規定しているが、これは限定列举ではないと解されており、貞操や名誉を守るための緊急避難も認められる。
- (3)正しい。防衛のための行為を一連のものとして全体的に評価し、過剰防衛を認定する以上、違法性は阻却されず、過剰部分のみならず当該行為全体が違法となる（最決平21・2・24）。
- (4)誤り。正当業務行為（刑法35条）として違法性が阻却されるためには、スポーツの場合、少なくともその行為が当該競技の規則（ルール）に従って行われたことを要するので、スポーツであれば常に違法性が阻却されるわけではない。例えば、レスラーがルール上、使用を禁止された凶器を用いて相手にけがを負わせた場合、違法性が阻却されない。
- (5)正しい。被害者の承諾による行為として傷害行為の違法性が阻却されるためには、その傷害の目的や方法等が社会的に相当であると認められなければならない。判例は、枝文類似の事案で、承諾による違法性阻却を認めることなく、傷害罪（刑法204条）の成立を認めた（最決55・11・13）。

問5 刑法上の故意 正解(1)

- (1)誤り。故意が成立するためには、行為者が少なくとも犯罪事実の実現に対して「仕方がない」「やむを得ない」などと認容することで足り、犯罪事実の実現を積極的に意欲・希望している必要はない。
- (2)正しい。枝文のとおり。
- (3)正しい。枝文のとおり。
- (4)正しい。枝文のとおり。
- (5)正しい。枝文のとおり。

問6 中止未遂 正解(1)

- (1)誤り。中止未遂（刑法43条ただし書）の成立には、「自己の意思」により中止したことが必要である（中止の任意性）。中止の任意性が認められるためには、犯罪の継続に外部的障害がないにもかかわらず自発的に中止したことを要し、中止の動機が、縁起の悪さや憐憫の情に基づく場合はこれに当たる。
- (2)正しい。枝文のとおり。
- (3)正しい。枝文のとおり。
- (4)正しい。枝文のとおり。
- (5)正しい。枝文のとおり。

問7 幫助犯 正解(1)

- (1)誤り。「幫助」（刑法62条1項）とは、正犯の実行行為を容易にする行為をいうから、幫助行為には、凶器の貸与や犯行場所の提供など、物質的なもののほかに、正犯に対して助言、激励をするような心理的なものも含まれる。もっとも、犯罪を行う意思すら持っていない者に対し特定の犯罪を行う意思を生じさせることは、幫助ではなく、教唆（刑法61条1項）に当たる。
- (2)正しい。枝文のとおり。
- (3)正しい。枝文のとおり。
- (4)正しい。枝文のとおり。
- (5)正しい。枝文のとおり。

問8 共犯と身分 正解(2)

- (1)正しい。枝文のとおり。
- (2)誤り。刑法65条2項は、共犯者の身分の軽重に応じた適正な処罰を図るための規定とされ、非身分者が身分者に加功する場合のほか、身分者が非身分者に加功する場合にも適用がある。したがって、賭博常習者（身分者）が非常習者（非身分者）の賭博行為を幫助した場合、身分者には常習賭博罪の幫助犯が成立する（大判大3・5・18）。
- (3)正しい。枝文のとおり。
- (4)正しい。枝文のとおり。
- (5)正しい。枝文のとおり。

問9 犯人蔵匿及び証拠隠滅の罪 正解(3)

- (1)正しい。枝文のとおり。
- (2)正しい。枝文のとおり。
- (3)誤り。判例は、犯人蔵匿・隠避罪の客体に当たると知りながら、その者を隠避等させれば直ちに本罪が成立し、その後同人が不起訴処分を受けても、既に成立した本罪に何ら影響を与えるものではない、としている（東京高判昭37・4・18）。
- (4)正しい。枝文のとおり。
- (5)正しい。枝文のとおり。

問10 偽造の罪 正解(4)

- (1)正しい。枝文のとおり。
- (2)正しい。枝文のとおり。
- (3)正しい。枝文のとおり。
- (4)誤り。文書偽造罪における「偽造」とは、権限がないのに他人名義の文書を作成すること（有形偽造）をいう。一方作成権限のある者が内容虚偽の文書を作成した場合（無形偽造）は、原則として処罰の対象とはならず、虚偽公文書作成等罪（刑法156条）、公正証書原本不実記載等罪（刑法157条）、虚偽診断書作成等罪（刑法160条）として処罰され得るにとどまる。
- (5)正しい。枝文のとおり。

問11 わいせつの罪 正解(2)

- (1)正しい。枝文のとおり。
- (2)誤り。公然わいせつ罪は、故意犯であるが、自己の行為が法的に「わいせつ」とであるとの認識までは不要である（最大判昭32・3・13）。
- (3)正しい。枝文のとおり。
- (4)正しい。枝文のとおり。
- (5)正しい。枝文のとおり。

問12 凶器準備集合罪 正解(3)

- (1)正しい。枝文のとおり。
- (2)正しい。枝文のとおり。
- (3)誤り。本罪における加害行為の対象である「他人の生命・身体又は財産」は限定列举であり、自由・名誉・貞操は対象とならない。
- (4)正しい。枝文のとおり。
- (5)正しい。枝文のとおり。



問 13 遺棄の罪 正解(4)

- (1)正しい。枝文のとおり。
- (2)正しい。枝文のとおり。
- (3)正しい。枝文のとおり。
- (4)誤り。単純遺棄罪における「遺棄」行為とは、被遺棄者を危険な場所に移転させるという作為による「移置」のみを指し、不作為によるものは含まれない。
- (5)正しい。枝文のとおり。

問 14 住居を侵す罪 正解(5)

- (1)正しい。枝文のとおり。
- (2)正しい。枝文のとおり。
- (3)正しい。枝文のとおり。
- (4)正しい。枝文のとおり。
- (5)誤り。不退去罪（刑法 130 条後段）は、退去の要求がなされた後、退去に必要な合理的時間が経過した時点で既遂となる。

問 15 業務妨害罪 正解(3)

- (1)正しい。枝文のとおり。
- (2)正しい。枝文のとおり。
- (3)誤り。「偽計」（刑法 233 条後段）と「威力」（刑法 234 条）は、行為態様又は結果のいずれかが公然・誇示的、可視的であれば「威力」、非公然・隠密的、不可視的であれば「偽計」と区別される。深夜に無言電話等を行う行為は、非公然・隠密的であり、「偽計」に当たり、偽計業務妨害罪（刑法 233 条後段）が成立する。
- (4)正しい。枝文のとおり。
- (5)正しい。枝文のとおり。

問 16 窃盗罪の主観的要件 正解(5)

- (1)正しい。枝文のとおり。
- (2)正しい。枝文のとおり。
- (3)正しい。枝文のとおり。
- (4)正しい。枝文のとおり。
- (5)誤り。判例は、他人の自動車を数時間にわたって完全に自己の支配下に置く意図の下に、所有者に無断で4時間余り乗り回した事案について、たとえ使用後に元に戻しておくつもりであっても、不法領得の意思は認められると判示している（最決昭 55・10・30）。

問 17 事後強盗罪・昏睡強盗罪 正解(1)

(1)誤り。事後強盗罪(刑法 238 条)は、窃盗犯人のみが犯すことができる真正身分犯である。

もっとも、窃盗犯人でない者が、その事情を知りつつ窃盗犯人と共謀して、刑法 238 条所定の目的をもって暴行・脅迫に加功した場合、身分犯の共犯に関する刑法 65 条 1 項により、事後強盗罪の共同正犯(刑法 238 条、60 条)となる(大阪高判昭 62・7・17)。

(2)正しい。枝文のとおり。

(3)正しい。枝文のとおり。

(4)正しい。枝文のとおり。

(5)正しい。枝文のとおり。

問 18 詐欺罪 正解(2)

(1)正しい。枝文のとおり。

(2)誤り。機械は錯誤に陥ることはないので、これに対する詐欺罪(刑法 246 条)は成立しない。拾った他人名義のキャッシュカードで ATM から現金を引き出す行為は、窃盗罪を構成する。

(3)正しい。枝文のとおり。

(4)正しい。枝文のとおり。

(5)正しい。枝文のとおり。

問 19 恐喝罪 正解(4)

(1)正しい。枝文のとおり。

(2)正しい。枝文のとおり。

(3)正しい。枝文のとおり。

(4)誤り。債権取立ての手段が、権利の行使の方法として社会通念上一般に許容すべきものと認められる範囲を逸脱した場合には正当な権利行使とはいえ、債権額の範囲内の取立てについても、恐喝罪が成立する(最判昭 30・10・14)。

(5)正しい。枝文のとおり。

問 20 毀棄・隠匿の罪 正解(5)

(1)正しい。枝文のとおり。

(2)正しい。枝文のとおり。

(3)正しい。枝文のとおり。

(4)正しい。枝文のとおり。

(5)誤り。枝文の玄関ドアは、適切な工具を使用すれば容易に取り外しが可能であるが、建造物に接合固定されており、また、外界との遮断・防犯・防風・防音等機能上の重要性が認められることから、建造物損壊罪（刑法 260 条）の客体に当たる（最決平 19・3・20）。したがって、枝文の玄関ドアを破壊した場合、器物損壊罪ではなく、建造物損壊罪が成立する。

<刑事訴訟法>

問1 告訴・告発・自首 正解(4)

(1)正しい。枝文のとおり。

(2)正しい。枝文のとおり。

(3)正しい。枝文のとおり。

(4)誤り。告発を待つて受理すべき事件については、告訴の主観的不可分の原則が準用される（刑訴法 238 条 2 項・1 項）、理論上、告訴の客観的不可分の原則も準用される。しかし、告訴の取消しや再告訴の制限の規定は準用されていないから（刑訴法 237 条）、公訴の提起後も告発を取り消すことができ、また、告発を取り消したとしても、更に告発をすることができる。

(5)正しい。枝文のとおり。

問2 検証・実況見分 正解(2)

(1)正しい。枝文のとおり。

(2)誤り。「科学判定」欄は、「検証の結果を記載した書面」に当たるので（最判昭 47・6・2）、刑訴法 321 条 3 項により、作成者が公判期日において証人として尋問を受け、真正に作成したものであることを供述したときには、証拠能力が認められる。

(3)正しい。枝文のとおり。

(4)正しい。枝文のとおり。

(5)正しい。枝文のとおり。

問3 通常逮捕の形式的要件 正解(1)

(1)誤り。30 万円（刑法、暴力行為等処罰法及び経済関係罰則の整備に関する法律の罪以外の罪については、当分の間、2 万円）以下の罰金、拘留又は科料に当たる罪（いわゆる軽微犯罪）で被疑者を通常逮捕をするには、①被疑者が定まった住居を有しない場合、又は②正当な理由がなく任意出頭の求めに応じない場合であることが必要である（刑訴法 199 条 1 項ただし書）。過失傷害罪（刑法 209 条）の法定刑は「30 万円以下の罰金又は科料」であり、軽微犯罪に該当するが、②に当たる場合には、被疑者が住居不定でなくても通常逮捕することができる。

(2)正しい。枝文のとおり。

(3)正しい。枝文のとおり。

(4)正しい。枝文のとおり。

(5)正しい。枝文のとおり。

問4 軽微犯罪 正解(3)

いわゆる「軽微犯罪」とは、30万円（刑法、暴力行為等処罰法及び経済関係罰則の整備に関する法律の罪以外の罪については、当分の間、2万円）以下の罰金、拘留又は科料に当たる罪をいう。①その通常逮捕については、被疑者が定まった住居を有しない場合又は正当な理由がなく任意出頭の求めに応じない場合に限り認められ（刑訴法199条1項ただし書）、②現行犯逮捕については、犯人の住居若しくは氏名が明らかでない場合又は犯人が逃亡するおそれがある場合に限り認められる（刑訴法217条）。

正しいのは(3)である。変死者密葬罪（刑法192条）の法定刑は、「10万円以下の罰金又は科料」であるから、軽微犯罪に当たる。

問5 逮捕状の緊急執行 正解(3)

(1)正しい。枝文のとおり。

(2)正しい。枝文のとおり。

(3)誤り。逮捕状の有効期間内に緊急執行によって被疑者を逮捕した場合は、その直後に逮捕状の有効期間が経過したとしても、引き続き被疑者の身柄を拘束することができ、被疑者に提示する逮捕状は、逮捕時に有効であった当該逮捕状でよい。

(4)正しい。枝文のとおり。

(5)正しい。枝文のとおり。

問6 緊急逮捕の実質的要件 正解(4)

(1)正しい。枝文のとおり。

(2)正しい。枝文のとおり。

(3)正しい。枝文のとおり。

(4)誤り。緊急逮捕（刑訴法210条1項）については、事前の令状審査が行われないから、通常逮捕の「相当な理由」（刑訴法199条1項）より高度な嫌疑が要求される。

(5)正しい。枝文のとおり。

問7 現行犯逮捕の手続 正解(5)

(1)正しい。枝文のとおり。

(2)正しい。枝文のとおり。

(3)正しい。枝文のとおり。

(4)正しい。枝文のとおり。

(5)誤り。逮捕の現場における無令状の搜索・差押え・検証（刑訴法220条1項2号、3項）をすることができるのは、捜査機関である検察官、検察事務官、司法警察職員に限られる。現行犯人を逮捕した私人がこれらの処分をすることはできない。

問8 引致 正解(4)

- (1)正しい。枝文のとおり。
- (2)正しい。枝文のとおり。
- (3)正しい。枝文のとおり。
- (4)誤り。明らかに人違いであることが判明した場合は、引致のためだけに逮捕を継続することは妥当でないから、司法警察員の指揮を受けたうえで、引致前に釈放すべきである。
- (5)正しい。枝文のとおり。

問9 被疑者の勾留の手續及び期間 正解(2)

- (1)正しい。勾留期間の末日が土・日曜日や祝日等に当たる場合の取扱いについて、明文の規定はないが、時効期間（刑訴法 55 条 3 項ただし書）と同様に被疑者の利益に考慮して、これらの日も勾留期間に算入されると解されている。したがって、この場合に、勾留満期がそれらの日より後の日に繰り延べられることはない。
- (2)誤り。被疑者の勾留期間は、原則として、「勾留の請求をした日」から 10 日間である（刑訴法 208 条 1 項）。なお、例外として、裁判官がやむを得ない事由があると認めるときは、検察官の請求により、通じて 10 日を超えない範囲で勾留期間の延長をすることができる（刑訴法 208 条 2 項）。
- (3)正しい。勾留状には、勾留すべき刑事施設を記載しなければならず（刑訴法 207 条 1 項・64 条 1 項）、この勾留場所を変更して被疑者を他の施設に移すためには、裁判官の同意を得る必要がある（刑訴法 207 条 1 項、刑訴規則 302 条 1 項・80 条 1 項）。
- (4)正しい。勾留に関する裁判に不服がある場合、被疑者は、その取消し又は変更を求めて準抗告の申立てをすることができる（刑訴法 429 条 1 項 2 号）。ただし、犯罪の嫌疑がないことのみを理由とする準抗告は認められていない（刑訴法 429 条 2 項・420 条 3 項）。
- (5)正しい。勾留理由の開示（刑訴法 207 条 1 項・82 条以下）は、公開の法廷で裁判官が勾留の理由を告げることであるから、その手續における裁判官の行為は、刑訴法 429 条 1 項 2 号にいう「勾留……に関する裁判」には当たらず、枝文の場合に準抗告の申立権は認められない（最決平 5・7・19）。

問 10 逮捕前置主義 正解(3)

- (1)正しい。枝文のとおり。被疑者の勾留（刑訴法 207 条 1 項・60 条）については、逮捕前置主義が妥当する。逮捕の際と勾留の際、二重のチェックを行うことにより司法的抑制を図る趣旨である。
- (2)正しい。枝文のとおり。
- (3)誤り。被告人の勾留（刑訴法 60 条）は、公判への出頭確保のため、裁判所の職権により行われるものであって、逮捕前置主義は妥当しない。
- (4)正しい。住居侵入罪（刑法 130 条前段）と同一場所での窃盗罪（刑法 235 条）は牽連犯（刑法 54 条 1 項後段）として科刑上一罪、すなわち同一の犯罪事実であるから、逮捕前置主義に反することなく、窃盗罪の事実を住居侵入罪の事実に加して勾留することができる。なお、この場合に、窃盗罪で再逮捕することは、一罪一逮捕一勾留の原則に反し違法となる。
- (5)正しい。逮捕前置主義の例外として、逮捕事実である A 事実に、B 事実を併せ、A・B 両事実について勾留請求することが認められている。A 事実については適法な逮捕手続が先行し、かつ A 事実について勾留されている以上、B 事実が附加されて A・B 両事実が勾留の基礎となっても被疑者に不利益は生じないし、新たに B 事実につき逮捕手続がなされるよりも身柄拘束期間の点で被疑者に利益となるからである。

問 11 搜索差押許可状の効力が及ぶ範囲 正解(5)

- (1)正しい。枝文のとおり。
- (2)正しい。枝文のとおり。
- (3)正しい。枝文のとおり。
- (4)正しい。枝文のとおり。
- (5)誤り。搜索差押許可状に基づく搜索・差押えの範囲は、当該令状を示した時点で搜索場所に存在する物に限定されず、その実施中に、被疑者が同所で所持・管理するに至った物についても、証拠物があるかどうかを確認するため開封し、差し押さえるべき物が在中していれば、差し押さえることができる（最決平 19・2・8）。

問 12 捜索・差押えの立会い 正解(3)

(1)正しい。枝文のとおり。

(2)正しい。枝文のとおり。

(3)誤り。「急速を要するとき」の例外規定（刑訴法 222 条 2 項）は、逮捕のため令状なくして被疑者を捜索する場合（刑訴法 220 条 1 項 1 号、3 項）に限定されているので、枝文の場合には原則どおり、立会人が必要である（刑訴法 222 条 1 項・114 条 2 項）。

(4)正しい。枝文のとおり。

(5)正しい。枝文のとおり。

問 13 捜索・差押え後の関係書類の交付 正解(4)

(1)正しい。枝文のとおり。

(2)正しい。枝文のとおり。

(3)正しい。枝文のとおり。

(4)誤り。捜索証明書の交付請求権者は、「捜索を受けた者」であって、立会人ではない。

(5)正しい。枝文のとおり。



問 14 押収物の保管及び処分 正解(1)

- (1)誤り。運搬又は保管に不便な押収物は、看守者を置き、又は所有者その他の者に、その承諾を得て、これを保管させることができる（刑訴法 222 条 1 項・121 条 1 項）。ここにいう「運搬又は保管に不便な押収物」とは、保管施設の広狭、設備の完備の程度・態様等からみて、保管に不便であるものを意味する。
- (2)正しい。捜査機関が、強制処分によって差し押さえた物も、被疑者その他の者が遺留した物又は所有者・所持者・保管者が任意に提出した物も押収物に当たる。そして、押収によって、その物の占有を捜査機関が取得した後は、留置継続の必要がある限り、所有者等の意思に反してでも留置を継続することができる。
- (3)正しい。押収物で留置の必要がないものは、被疑事件の終結を待たないでこれを還付しなければならない（刑訴法 222 条 1 項・123 条 1 項）。被疑事件の終結とは、捜査が終了して、検察官が終局処分として事件を不起訴処分に付することを意味する。処分保留は、検察官が終局処分の決定を保留している状態をいい、不起訴処分には含まれない。
- (4)正しい。捜査機関が行った押収物の還付に関する処分に不服がある者は、その処分の取消し又は変更を請求することができる（刑訴法 430 条）。
- (5)正しい。廃棄処分（刑訴法 222 条 1 項・121 条 2 項）は、他人の所有権を著しく侵害する処分であって、やむを得ない場合の例外的措置として厳格に運用しなければならないから、換価処分（刑訴法 222 条 1 項・122 条）できる押収物を廃棄処分することはできない。

問 15 鑑定嘱託 正解(1)

- (1)誤り。鑑定を行い得るのは、特別の知識・経験を有する者に限られる。ただし、鑑定事項に関する特別の知識・経験は、必ずしも鑑定人自身が直接経験して体得したものに限られるわけではなく、他人の著書等により、あるいはその他の方法により得た知識・経験を利用して鑑定を行うことも認められる（最判昭 28・2・19）。
- (2)正しい。枝文のとおり。
- (3)正しい。枝文のとおり。
- (4)正しい。枝文のとおり。
- (5)正しい。枝文のとおり。

問 16 公訴時効 正解(3)

(1)正しい。枝文のとおり。

(2)正しい。枝文のとおり。

(3)誤り。令和5年6月に成立した刑法及び刑訴法の改正法により、強制わいせつ罪と準強制わいせつ罪は統合・拡充されて「不同意わいせつ罪」(刑法176条)となり、また、一定の性犯罪の公訴時効期間がそれぞれ5年延長され、不同意わいせつ罪については「12年」と定められた(刑訴法250条3項3号)。なお、不同意わいせつ罪の被害者が「犯罪行為が終わった時に18歳未満」である場合、「当該犯罪行為が終わった時から当該被害者が18歳に達する日までの期間に相当する期間」が加算される(同条4項)。また、不同意わいせつ罪の法定刑における「拘禁刑」(肢(3)の枝文参照)は、令和7年頃までは「懲役」を意味する(刑法附則＝令和5年6月23日法律第66号＝3条)。

(4)正しい。枝文のとおり。

(5)正しい。枝文のとおり。

問 17 弁護人等以外との接見交通権 正解(1)

(1)誤り。原則は枝文のとおりであるが(刑訴法39条1項参照)、我が国といわゆる2国間条約を締結しているアメリカ及びイギリス国籍の被疑者と、当該国の領事官との接見には、立会人を置くことができない(日米領事条約16条1項、日英領事条約23条2項)。

(2)正しい。枝文のとおり。

(3)正しい。枝文のとおり。

(4)正しい。枝文のとおり。

(5)正しい。枝文のとおり。

問 18 接見指定 正解(4)

(1)正しい。枝文のとおり。

(2)正しい。枝文のとおり。

(3)正しい。枝文のとおり。

(4)誤り。事件担当検察官の具体的指定を受けて来署した弁護人等については、引き当たり捜査等の予定を理由に、警察が独自で当該日時の接見を拒否し、更に新たな具体的指定を行うべきではない。

(5)正しい。枝文のとおり。

問 19 証拠の分類 正解(5)

(1)正しい。枝文のとおり。

(2)正しい。枝文のとおり。

(3)正しい。枝文のとおり。

(4)正しい。枝文のとおり。

(5)誤り。有罪認定をするために必要な証拠には、間接証拠も含まれ、間接証拠のみによって有罪を認定することも許される。

問 20 自白 正解(3)

(1)正しい。枝文のとおり。

(2)正しい。枝文のとおり。

(3)誤り。犯罪事実の全部又は主要部分について自己の刑事責任を認める以上は、正当防衛等の違法性阻却事由や心神喪失等の責任阻却事由を主張する供述であっても、自白に当たる。

(4)正しい。枝文のとおり。

(5)正しい。枝文のとおり。